

支給対象について

【支給対象者について】

以下の支給対象児童を養育している主たる生計維持者

※支給対象者に所得制限はありません。

【支給対象児童について】

- ① 平成17年4月2日から令和5年4月30日までに生まれた児童で令和5年4月30日において、茂原市に住民登録があること
- ② 令和5年5月1日から令和6年2月29日までに生まれた児童で最初の住民登録を茂原市に行っていること。

【支給額について】

支給額は、対象児童1人当たり15,000円です。

【申請期限について】

申請期限：令和6年2月29日（木） ※郵送の場合は同日消印有効

※申請期限までに申請が行われなかった場合は、支給を受けることを辞退したものとみなします。

※新生児は令和6年2月29日までに出生した児童を対象としているため、この限りではありません。

【申請方法】

- 「記入の際の注意事項」を参考に、申請書に必要事項を記載して、郵送又は茂原市子育て世帯への臨時特別給付金の窓口（茂原市役所9階）に提出してください。
- 申請書に以下の書類を添付してください。①の申請者の本人確認書類は必ず添付してください。
 - ①申請者の本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード（表面のみ）パスポート等の写し）
※マイナンバーカードの表面は顔写真・氏名・住所等が記載された面
 - ②申請者本人の金融機関名、口座番号、口座名義人（カナ）が分かる通帳やキャッシュカードの写し
※申請書の、4. 受取方法に「公金受取口座」を選択した場合は、添付は不要です。

【茂原市からの問合せについて】

- 申請内容に不明な点があった場合、茂原市から問合せを行うことがありますが、ATM（現金自動預払機）の操作をお願いすることや、支給のための手数料などの振込を求めることは、絶対にありません。
もし、不審な電話がかかってきた場合は、すぐに茂原市の窓口又は最寄りの警察にご連絡ください。

【その他】

- 茂原市子どもの成長応援臨時給付金の支給を行う手続を行ったにもかかわらず、指定口座への振込が口座解約・変更等によりできない場合は支給されません。
- 茂原市子どもの成長応援臨時給付金の支給を受けた後に支給対象者の要件に該当しないことが判明した場合や、偽りその他不正の手段により支給を受けた場合は、給付金の返還を求めます。
- 茂原市子どもの成長応援臨時給付金の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはいけません。